

資料5

令和5年度

事業計画・収支予算(案)

社会福祉法人 福岡県母子福祉協会

室見寮

## 目 次

- 1. 令和5年度 事業計画 .....P～
  - (1) 事業概況 .....P～
  - (2) 年間行事計画 ..... P～
  - (3) 会議・研修計画 ..... P
  
- 2. 令和5年度 収支予算 .....P～

## 1. 令和5年度 事業計画

## 1. 令和5年度事業計画について

### (1) 事業概況

母子生活支援施設「室見寮」は、児童福祉法第38条に基づき、ひとり親または、これに準ずる事情にある母子を保護し、自立促進のためその生活を支援することを目的とする児童福祉施設である。入所者にはDV被害や被虐待経験・精神疾患・知的障がい・外国籍など多様な背景があり、子どもたちには愛着障がいや発達障がい疑われる児童や、不登校などの課題を持つ児童もいる。このように複雑に絡み合った課題を持つ入所世帯に対し、誠実で温かみのある支援を行なうことで、法人の基本理念である「安心して生活できる場と子育て支援」の実現を図る。

現在、定員50世帯、令和5年2月1日現在の充足率は80%である。経営の安定のためには充足率の向上が課題である。支援を必要とする人々に施設の情報を提供することで入所を希望する世帯の増加を図っていきたい。昨年度より始めた区役所窓口への職員の派遣にも力を入れていく。

令和3年8月に改訂された福岡市保健福祉総合計画では「多様な主体との連携・共働による地域づくり」が目標に掲げられており、社会福祉法人の地域社会への貢献が求められている。当施設も地域支援について昨年度より検討しており、食支援を行っているNPO法人との連携、福岡県母子生活支援施設協議会が取り組むフードパントリーにも参加している。今年度も継続しつつ、地域社会のニーズをもとに支援を展開していく。

#### ① 事業活動について

##### ア 管理運営について

(ア) DV被害を受けて入所する母子が多数を占めるなか、緊急一時保護など、突然の入所にも対応できるよう受け入れ体制を整え、定員50世帯の利用を目指す。

(イ) 入所者へのサービス向上に努め、苦情に対しては第三者委員会を活用するなど適切かつ誠実な対応を行い、「公平」「公正」「中立」な施設運営に努める。また、令和4年度に実施した福岡県社会福祉士会による福祉サービス第三者評価の受審結果をもとに、今年度は自己評価を実施し、更なる支援の質の向上に努めていく。

(ウ) 子どもがいじめ・虐待・体罰・誘拐・痴漢・性暴力等からの様々な暴力から自分の心とからだを守ることができるよう、暴力防止のための予防教育プログラムとしてCAPプログラムを実施する。職員、母、子、それぞれがワークショップを受講し、それぞれの立場で理解し暴力防止の方法について学ぶ。

## イ 母子を対象とした支援について

(ア) 利用者にとって、母子生活支援施設が「安心できる生活の場」「子育ての場」として存在すべく、利用者の主体性が尊重されるよう、子育てに不安を抱える母親、就労が難しい母親、経済観念の乏しい母親一人ひとりに応じた適切な支援を行っていく。また、退所後も安定した生活を送ることができるよう必要に応じて退所後の支援計画の作成・関係機関との連携を図る。また、アフターケアとして退所後も電話にて生活状況を聞き取り、支援が必要な世帯は訪問し、困りごとの解決を目指す。

(イ) 学習室（学童保育）においては、児童を温かく受け入れ、安全で安心して過ごすことが出来る場を提供していく。また、子ども自身が活動の主体となり行動することを目的とした「子どもサミット」を開催し、学習室の行事や生活に子どもの意見を出来る限り反映させていく。

遊びにおいては、入所児童ならびに地域で暮らす児童も気軽に過ごすことができる場として学習室を開放する。地域の児童が入所児童と一緒に参加出来るような行事を企画し、地域に開かれた施設運営を目指す。

学習面においては、小学生には児童一人ひとりの能力に応じた学習支援を行い、希望する中学生にはボランティア講師による少人数教育（英語塾）を実施する。また、近年インターネットやSNSに関するトラブルや、保護者からの相談も増加しているネットリテラシー（インターネットを正しく使いこなすための知識や能力）について、親子で学べる研修を開催し、職員・保護者・子どもたちで理解を深めていく。

また、令和4年度に開設した地域の不登校児童が家族以外との接点を持てる居場所『こんね。』を継続し、不登校児童をもつ保護者の会の実施についても検討する。地域に開かれた福祉・社会的な孤立をなくすという福岡市保健福祉総合計画の理念の実現を目指す。

(ウ) 心理療法担当職員においては、不安感や不眠、気力減退など、心のケアが必要な母子について心理面接や遊戯療法を実施し、心理面のケアを行う。

「心理面接」に敷居の高さを感じる利用者には、面接室の開放日を設け、「何でも相談」という形で気軽に相談できる体制作りを昨年同様検討する。学童児において、学童保育（以下、学習室）利用者とのトラブルにより、登室が難しい場合は、心理面接とは別に児童の話を聴き、児童のニーズに合わせて遊びを導入したり、宿題をサポートしたりと、学習室以外で活動できる場として今後も提供していく。

また、利用者の辛さや主訴を十分理解した上で、疾患や障がいの可能性を本人に伝え、自身の状態の正確な理解を促す。薬やその種類についても説明し、本人同意のもと病院の紹介や同行を実施する。医師へ生活場面の状況説明や、処方薬についての作用・副作用を診察中に確認すると共に、

薬に対する身体的抵抗がある場合は、漢方から勧めるなど対象者に合ったものを納得した上で服薬して貰うよう努める。

さらに、新規事業として、要望がある市内区役所へ心理士が出張し、入寮を検討されている方と直接話をする機会を設けるようにする。これには、施設利用率の向上と、施設の規則等を理解したうえで入所を促せること、可能であれば対象者の病態レベルを施設側が事前に確認できるメリットがあると考える。

最後に、一時保護中の対象者について、通院の必要性が発生した際は、本人からの聞き取りを実施し、担当福祉事務所との連携を行い、医師の手配など対象者が早期に不穏状態を脱することができるよう努める。

(エ) 保育室では、0歳児、1歳児、2歳児、3歳以上児の4クラスで少人数保育を実施している。

DV被害など様々な事情のある親子が1年を通じて入退所するため、保育室ではいつでも子どもを受け入れることのできるよう準備し、入所間もない母子が参加しやすい行事を取り入れていく。入所してすぐに利用できる保育室は保護者の就労だけでなく育児不安や精神安定のためにも必要であり、育児不安や悩みに応えたり、家庭内の困りごとに対応したりする中で母親とともに子どもの成長を喜び合える関係づくりに努めていく。

毎日の活動の中で起床、食べる、遊ぶ、寝るという基本的なことから生活リズムを整え、規則正しい生活習慣が身につくよう援助していく。衛生的で安全な環境の中、家庭的雰囲気大切に、安心感を与えられるよう子どもの気持ちに寄り添い、こまやかなスキンシップを意識した保育を実施していく。

一人ひとりの子どもの成長・発達・性格を理解し、発達障がいや愛着障がいなど発達に疑いがある時は専門機関と連携を取り保護者を支援できるよう努めていく。退所後のアフターケアとして預かり先のない子どもを保育室で預かっていく。

(オ) 給食室では旬や季節を感じられるような材料を取り入れ、安全・栄養面に留意し、一人ひとり年齢や発達に応じて献立内容の工夫をしていく。また、行事食（七夕・クリスマス・お正月・ひなまつり等）はランチプレートに盛り付け、目でも楽しめるようにする。アレルギー児には医師の指示に基づいて、保護者と話し合いをしながら除去食や代替食を提供していく。また、食育として菜園活動、クッキング・給食室のお手伝い・日本の伝統行事や行事食などを取り入れ、豊かな食体験を重ねて、食を営む力を育てていく。

② 小中学校との連絡会について

小中学校との連絡会を定期的に行い、学校での様子や施設での母子の状況

を共有していく。また、地域に退所した世帯の状況についても情報を収集し、必要に応じてアウトリーチを含めたアフターケアを実施する。小学校新入学者に関しては、幼保小連絡会を通して情報提供を行っていく。

③ 地域との交流と支援について

地域に向けた寮内行事への招待を実施し、校区の子ども育成会が主催する行事への参加を促していく。

地域支援については、地域清掃への職員や入所者の参加、小田部中央公園内の花壇に花を植える活動を年に3回程度実施し、地域と連携しながら校区の美化活動に貢献する。さらに、福岡県より要請されている災害派遣福祉チームに職員を登録し、自然災害の発生時には、一般避難所に避難される地域の災害時要配慮者に対して福祉的側面から支援を行っていく。

④ ボランティアについて

各種ボランティア・実習生を受け入れ、子どもの生活・学習支援補助及び、行事・学童保育補助等協力を仰ぎながら、その活動を通して施設の透明性の確保と児童福祉施設の理解を深めていく。

⑤ 防災について

自然災害については計画の制定や情報提供、避難場所の確保など安全対策を進め、災害時被害を最小限に抑えるため、緊急時における職員体制の整備、入所者の定期的な訓練を行う。また、自然災害だけでなく感染症を含めた事業継続計画（BCP）の策定を進め、BCPに基づいた職員の訓練や備品の整備を図る。

⑥ 施設の維持補修について

施設内整備における維持補修については、経年劣化が進んでいる箇所を中心に工事を実施していく。特に、居室内の交換工事など全世帯分にわたる内容については、複数年に分けて実施するなど計画的に工事を実施していく。

【令和5年度予定】

- ・居室 建具アクリル板取替工事
- ・寮舎 防火扉交換工事
- ・学習室 クロス貼替工事
- ・給食室 作業台交換・床クロス貼替工事
- ・心理面談室 エアコン取替工事

令和4年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・自転車置場屋根設置工事</li><li>・施設長室 扉取替工事</li><li>・集会室 手洗い場設置工事</li><li>・居室 建具アクリル板取替工事</li></ul>
-------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児用プール オーニングテント新設工事</li> </ul>
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理棟 1階廊下、階段床クロス貼替工事</li> <li>・ 保育室、集会室 自動水栓設置工事</li> <li>・ 給食室 ガラス取替工事</li> <li>・ 門扉（小門）修繕工事</li> </ul>
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ LED 交換工事</li> <li>・ 寮舎 揚水ポンプ交換工事</li> <li>・ 屋上 消火補給水槽取替工事</li> <li>・ 保育室 カーテン取替工事</li> <li>・ 保育室 テラス柱修繕・塗装工事</li> <li>・ 学習室 出入口ドア交換工事</li> </ul>